

平成29年第2回臨時会

上里町議会会議録

平成29年 5月 1日開会
平成29年 5月 1日閉会

上里町議会事務局

平成29年第2回上里町議会臨時会会議録第1号

平成29年5月1日（月曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 提出議案の報告について
日程第 4 （町長提出承認第2号）専決処分の承認を求めることについて
日程第 5 （町長提出承認第3号）専決処分の承認を求めることについて
日程第 6 （町長提出議案第32号）平成29年度上里町一般会計補正予算（第1号）
について
-

出席議員（14人）

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 須長正実君
総合政策課長 岡村拓哉君	税務課長 山田隆君
健康保険課長 山下容二君	

事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 次長 神村輝行

◎開会・開議

午前9時53分開会・開議

○議長（納谷克俊君） ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回上里町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（納谷克俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、7番植井敏夫議員、8番高橋正行議員、10番新井 實議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（納谷克俊君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（納谷克俊君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長より議案の送付がありましたので、事務局をして議案の報告をいたさせます。
事務局。

〔事務局長朗読〕

◎日程第4 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（納谷克俊君） 日程第4 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

御提案申し上げました、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し

上げます。

提案理由でございますが、「地方税法等の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）」に伴う「上里町税条例の一部を改正する条例」について、平成29年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、ご報告させていただき承認を求めるものでございます。

この度の改正は、平成29年3月31日付けで「地方税法等の一部を改正する等の法律」が公布施行されたことに伴う上里町税条例の一部を改正するものでございます。

国ではデフレ脱却と経済再生を最重要課題として取り組み、雇用・所得環境は改善しつつあるものの、世界経済における減速リスクや、人口減少・少子高齢化といった構造的な問題により、個人消費や設備投資に力強さを欠いています。わが国経済の成長力を底上げし、地方創生に向けた各地方公共団体の地域づくりを推進し、その基盤となる地方税について充実確保を図ることを、改正の目的としております。

それでは、条文ごとの改正内容について、ご説明申し上げます。

まず第33条及び第34条の9でございますが、所得割の課税標準等について規定しております。

特定配当所得及び特定株式等譲渡所得については、納税義務者が申告するかしないかを選択することができ、また確定申告書と住民税申告書で異なる選択をすることもできるため、町では納税義務者の意思に基づいて住民税申告書等により課税標準を定めることが、明確化されました。地方税法第313条及び第314条の9の法律改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第48条及び第50条は、法人町民税の申告期限の延長や延滞金の計算方法について規定したものです。地方税法第326条及び第321条の12の改正により、文言と参照する条文を整理するものでございます。

第61条は、固定資産税の課税標準を定めており、地方税法第349条の3の4が追加されたことに伴い、震災等で滅失した償却資産に代わる償却資産に対する課税標準を4年間につき2分の1とする特例について規定するものでございます。

第61条の2は、地方税法第349条の3が法律改正され、家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の用に供する家屋及び償却資産の、わがまち特例で定める割合を2分の1に規定する条項を新たに追加する規定でございます。

第63条の2は、地方税法第352条が法律改正され、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションについて、階層により固定資産税額を按分する方法について、所要の改正をするものでございます。

第63条の3は、地方税法第352条の2が法律改正されたことに伴い、被災市街地復興推進地域に定められた場合の共用土地の税額の按分方法については、従前の共用土地と同様の扱いとするもので、所要の改正を行うものでございます。

第74条の2は、被災市街地復興推進地域に定められた場合、被災住宅用地特例の適用期間をこれまでの2年度分から4年度分に拡充するもので、地方税法第349条の3の3が法律改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得にかかる町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長して平成33年度までとすることを規定した法附則第6条第5項の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

附則第10条は、読み替え規定についてでございます。法附則第15条、第15条の2、第15条の3、第15条の3の2の改正に伴い、参照条文の条番号を改正するものでございます。

附則第10条の2は、地方税法附則第15条の改正に伴い、企業主導型の認可外の事業所内保育について、わがまち特例で定める割合を2分の1とする規定を追加するものでございます。

附則第10条の3は、地方税法附則第15条の9の2の新設に伴い改正を行うもので、耐震改修または省エネ改修が行われた認定長期優良住宅等に対する翌年度の固定資産税の減額割合を3分の2に拡充する規定を追加するものでございます。

附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例について、より燃費性能を重点化しつつ、適用期限を2年間延長することを規定した、地方税法附則第30条の改正に伴い、追加するものでございます。

附則第16条の2は、地方税法附則第30条の2の新設により、グリーン化特例該当の判断は国土交通大臣の認定によるなど、賦課徴収の特例について新たに規定するものでございます。

附則第16条の3は、特定上場株式等の配当等に係る町民税の課税の特例について規定した地方税法附則第33条の2の改正に伴い改正するものでございます。

附則第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について、2000万円まで軽減税率が適用になる町民税の特例について、地方税法附則第34条の2の改正に伴い改正し、平成32年度まで3年間延長するものでございます。

附則第20条の2は、特例適用配当等に係る町民税の課税の特例について規定した外国居住者等所得相互免除法第8条の法律改正に伴い改正するものでございます。

附則第20条の3は、条約適用配当等に係る町民税の課税の特例について規定した租税条約等実施特例法第3条の2の2の法律改正に伴い改正するものでございます。

次に附則の内容でございますが、第1条は、条例の施行期日について規定し、平成29年4月1日から施行としております。

第2条から第4条は経過措置について規定したもので、第2条は町民税、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税に関してそれぞれ経過措置を規定したものでございます。

以上で「上里町税条例の一部を改正する条例」の報告及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11 番、沓澤幸子議員。

〔11 番 沓澤幸子君発言〕

○11 番（沓澤幸子君） 上場株式の所得に係わる課税方式の明確化のところですが、いわゆる納税者が自由に選択できるということは、配当金を得ていても申告しなければ、そのまま町は、それを正しく評価して課税をしていくことになるのかどうか。いわゆる一般の住民達は、株を買ったり、そういうことに参加しやすくするという考え方が表れているのかなと思ったりもしますけれども、その点、1 点お聞きしたいし、そのことによって上里町の住民税等にどのような変化が生じてくるのか、考え方としてお聞きしたいと思います。

それともう 1 つ、わがまち特例のところですが、家庭的保育だとか居宅訪問型保育、事業所内保育に要する家屋の償却資産の特例でありますけれども、いわゆる保育所が足りない、そういう中で公的保育を補うために、どんどんそういう小規模な保育をやってほしいという、そうすれば減税しますよという、そういうことかなというふうに思いますけれども、やはり安全な保育というのでしょうか、そういう観点からどうなのか、ということが懸念されるわけなんですけれども、もうこれは、国の方でも決めて法律が通って、町はそれに基づいて条例を改正するということでもありますけれども、そうした問題点があるんじゃないかなと私は感じますけれども、町としては、どのようにとらえているのでしょうか。

それと耐震改修、または省エネ改修による減税割合の拡充でありますけれども、いわゆる耐震改修というのは、昭和63年以前のもものが中心になってくると思うのですけれども、そうした時に耐震改修を促進するという考え方かなと思いますけれども、県が認定をするということですので耐震改修、町も補助金をつけてますけれども、耐震改修をしたいんですよっていった時にそれが県のほうが認めてくれるという形になるのでしょうか。個人的に県に申請をあげてからということになるのでしょうか。その手続的なところがちょっとわからないのですけれどもお願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君 発言〕

○税務課長（山田 隆君） 沓澤議員の質問に対して、ご説明申し上げます。

3 点あったかと思いますが、まず 1 点目で申告をするかしないか、配当所得等に関しまして選ぶことができるということで、これは国のほうでこういった株等に参加しやすくするのではないかという考え方ではないかということでお話がありました。国のほうの考え方とすれば、やはりそういう形で貯蓄ではなくてそういった形で投資にまわしていくスタンスでこの改正があるのか

など考えております。この明確化されたこの住民税申告と確定申告における扱いが、それぞれ別々でいいというのは、実は今までもこの形ではあったのですけれども、それが今回の改正において明確化されたということでございます。おっしゃったとおり所得税のほうは、配当所得を含めて申告して、住民税のほうは、配当所得を含めず申告するということも可能となってまいります。そうしますと所得税と住民税のほうで差異が生じるような形にはなるのですけれども、今回の対象となっています特定株式等に関しましては、特定口座内で源泉徴収をされているものが対象となってございます。源泉徴収されているということで申告するより率の高い税金を源泉徴収という形で納めている方々になってくるわけですけれども、それをその個々の事情によりまして申告することによって還付が生じたり、あるいは分離課税で数年にわたりまして損失とかを繰越す。そういったことも可能となってきます。その辺はやはり、株をやっている方々に関しまして参加しやすくするという考え方で、今回の改正になっているのではないかと考えます。

続きまして、わがまち特例における保育施設の関係でございます。今回の改正となっております対象は、議員さんがおっしゃるとおり小規模な施設でございます。上里町には現在、これらはないわけですけれども国とすれば、そういった保育の受皿を拡充するために小規模なものから手当てしていった税を安くして増やしていきたいという考えであろうかと思っております。上里町におきましては、そういったものが出てきましたら、それは町が認定するような形になりますからよく対応していくのではないのかなと思っております。

それから3つ目ですけれども耐震改修、省エネ改修これを行う場合の、先程の長期優良住宅の申請の関係でございますけれども、今回の税改正の対象となっていますのが、改修でございます。すでに建っている建物に対しまして改修を行う時、その建物が長期優良住宅に認定されるかどうかというのをしかるべき審査機関の方にあげまして、それをもって県のほうに申請をあげることで認定を受けられるというものでございます。そういった形で認定を受けて、改修を行い、申告を上里町にすることによりまして改修が終わった翌年度にその減額の税率が適用となるということでございます。以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） すみません。先ほどお尋ねしたところの一番目のところですが、国は、いわゆる多くの国民に投資をするよう、して欲しいという、そういう考え方だと思うんですが、そのことによって上里町の住民税にどのような影響が出てくるというふうに考えているのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君 発言〕

○税務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

株をやっている方々が、自分の実情をよく把握してですね申告をされることによって節税という形で税金を安くするっていうことは、可能になってくるかと思われまます。それによりまして例えば、今までですと確定申告で含めていた配当所得が今度住民税で入らなくなるとその分は当然ながら住民税も減額になってくるかなと思います。その辺は、先ほどのように参加しやすくするというところで、個々の実情に応じて申告のやり方を変えられるという今回の制度改正でございます。以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により、採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本件は、承認することに決定いたしました。



◎日程第5 町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（納谷克俊君） 日程第5、町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

ご提案申し上げました、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成29年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、ご報告させていただき承認を求めるものでございます。

この度の改正は、国民健康保険税の低所得者に係る保険税軽減の拡充を図るため、平成29年3月31日付けで「地方税法等の一部を改正する法律」の公布施行に伴う上里町国民健康保険税条例の一部を改正する内容でございます。

それでは、改正内容をご説明申し上げます。

第20条は、「国民健康保険税の減額」を規定したものでございます。第2号で国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を「26万5,000円」から「27万円」に引き上げる内容のものでございます。

第3号で、同じく国民健康保険税の軽減措置について、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘すべき金額を48万円から49万円に引き上げる内容のもので、地方税法の改正に伴う内容でございます。

次に改正条例の附則について説明をさせていただきます。

第1条は、新条例の施行期日について規定したものであり、平成29年4月1日から施行としております。

第2条は、改正後における上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、この改正内容を平成29年度以後の国民健康保険税から、適用するものでございます。

以上で上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

○議長（納谷克俊君） 11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 7割軽減については、現状維持ですけれども5割、2割軽減については、拡充というのでしょうか、されるということで大変いいことだなと思います。それでですね、これが現行が改正された場合に、現状の上里町における5割軽減、2割軽減の世帯は、どのように変化するか教えていただきたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君 発言〕

○税務課長（山田 隆君） 沓澤議員の質問に説明させていただきます。

5割軽減、2割軽減の世帯が、どのように変化するかということでございました。28年度のデータで計算を行ってみましたところ5割軽減世帯が684世帯だったものが、700世帯、16世帯増となります。2割軽減につきましては、542世帯該当だったものが、548世帯ということで6

世帯増という形でございます。以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第3号 専決処分承認を求めることについての件を起立により、採決いたします。

本件は、承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第6 町長提出議案第32号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第6、町長提出議案第32号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第32号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億6,522万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表 歳入歳出予算補正を説明いたします。

はじめに歳入ですが、2ページをお願いいたします。

款15 県支出金は、27万7,000円の増額補正で、県補助金となります。

款19 繰越金は、5万円の増額補正で、前年度繰越金となります。

歳入合計では、現予算に対し32万7,000円を追加し、83億6,522万7,000円とするものでございます。

次に歳出ですが、下の欄をお願いいたします。

款4 衛生費は32万7,000円の増額補正で、主な内容は、不妊治療費助成事業補助金でございます。不妊治療や検査に係る費用の一部を補助し、子供を望む夫婦の負担軽減を図ることで、少子化対策に資することを目的としております。

不妊治療や検査に係る県補助金の増額に伴い、上里町助成事業補助金についても増額補正をするものでございます。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し32万7,000円を追加し、83億6,522万7,000円とするものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案理由説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第32号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第1号）についての件を起立により、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（納谷克俊君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年第2回上里町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議会議長 納 谷 克 俊

議会議員 植 井 敏 夫

議会議員 高 橋 正 行

議会議員 新 井 實